

子どもと高齢者の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



夜のお出かけは
反射材を
つけてね

鹿児島県スローガン



9月30日は
「交通事故死ゼロを
目指す日」です



「ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道」

平成25年 9月21日土～9月30日月

秋の全国交通安全運動



最重点 子どもと高齢者の交通事故防止

■ 子どもを交通事故から守るために・・・

- 子どもに対し、地域、学校、家庭で正しい道路横断方法や正しい自転車の乗り方など交通ルールとマナーをしっかりと教え、大人自らが実践しましょう。
- ドライバーは子どもを見かけたら減速し、その動きに注意した運転を心掛けましょう。



■ 高齢者の交通事故を防ぐために・・・

- 道路を横断するときは、右・左の安全確認を十分に行いましょう。運転者から見て、右から左へ横断する人はわかりにくいので、特に気をつけましょう。
- 車を運転するときは自分の身体能力、運転適応能力に応じた「ゆとりある運転」を心掛けましょう。



重点
1

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
～「3(サン)ライト運動」の展開～

- 夕暮れ時や夜間歩いて外出するときは夜光反射材を着用するとともに、運転者から見えやすい明るい色の服装に心掛けましょう。
- 自転車も自動車と同様に、信号を守り、交差点では一時停止するなど、交通ルールを守りましょう。
また、夕暮れ時や夜間はライトを点灯しましょう。
- 車の運転者は、早めのライト点灯を心掛け、ライトは原則上向き点灯で歩行者を早く発見し、車と歩行者の事故防止に努めましょう。



重点
2

飲酒運転の根絶

～飲酒運転「8(やつ)せん運動」の展開～

- 飲酒運転は、重大事故に直結する重大な犯罪です。
地域、家庭、職場で「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努めましょう。
- 二日酔いでの運転も飲酒運転です。翌日運転する予定がある場合は、飲酒量、飲酒時間に気をつけましょう。



重点
3

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

～全席ベルト着用!!「します・させます運動」の展開～

- シートベルトは、自分の命を守る命綱です。後部座席を含む全席のシートベルト着用を徹底しましょう。
- 保護者、運転者は子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく取り付けましょう。



平成25年

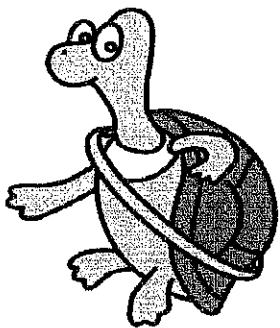
秋の全国交通安全運動

鹿児島県実施要綱

実施期間 9月21日（土）～9月30日（月）

～9月30日（月）は「交通事故死ゼロ」を目指す日

ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道



運転中の車両表示

子どもと高齢者の交通事故防止

運転中の車両表示

- ① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
～「3（サン）ライト運動」の展開～
- ② 飲酒運転の根絶
～飲酒運転「8（やつ）せん運動」の展開～
- ③ 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会
(事務局：鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課)

運動への取組

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民の交通安全意識の高揚に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動への取組

各市町村及び各推進機関・団体にあっては、この要綱に基づき、それぞれの実情に即した実施計画を策定し、相互に連携を密にした効果的な活動を行うとともに、全ての県民の自主的参加が得られる県民総ぐるみ運動として展開する。

運動の目標

子どもと高齢者の交通事故防止

子どもの交通事故防止

- 自動車運転中、子どもを見かけたら減速し、その動きをよく見るなど「注意モード運転」を心掛ける。
- 街頭や交差点においては、子どもに対し、正しく道路を横断し、信号を守るなど大人が適切に声をかける。

高齢者の交通事故防止

- 高齢運転者マークをつけた車や高齢の歩行者等を見かけたら、減速、徐行するなど「思いやりのある運転」を実践する。
- 夕暮れ時は、視認性が低下することから、日没30分前の「早めの点灯」を実践し、自車の存在を歩行者等に知らせる。
- 高齢者事故防止のための「つけてますか？運動」及び「おやつとさあ運動」を県民総ぐるみで展開する。

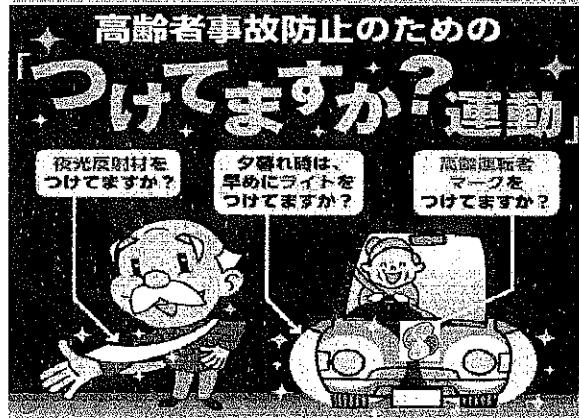
家庭・地域・学校・職場では

- 子どもに対し、正しい道路横断方法や自転車の乗り方など交通ルールとマナーをしっかり身につけさせる。
- 町内会、老人クラブ等においては、高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全講習会等を実施する。
- 事業所等においては、交通安全講習会等を実施し、高齢者の歩行能力及び運転特性等に関する認識を深める。

平成25年6月末現在の本県における子ども(中学生以下)と高齢者(65歳以上)の交通事故死傷者数

子ども 237人(うち死者0人)

高齢者 1,032人(うち死者22人)
前年同期比-6人)



おやつとさあ運動

おやつとさあ運動
横断中も車を確認！右左
夜間歩行 つけて安全！反射材
着けよう！シートベルト・
ヘルメット
と遠くより もっと危険な
さあ細心の注意で防ごう！操作ミス
安全の願いを込めて 免許返納

運動の重点

重点1

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

歩行者は

～「3（サン）ライト運動」の展開～

- 夕暮れ時や夜間外出するときは、夜光反射材を着用するとともに、運転者から見えやすい明るい色の服装に心掛ける。

自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間は、必ずライトを点灯し、リフレクター等反射材を装備するとともに、交差点においては、信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する。

車の運転者は

- 雨の日や日没30分前には早めのライト点灯を心掛け、自車の存在を周りに知らせる。
- 歩行者、障害物の早期発見のためライトは原則上向きに点灯し、前車や対向車がいる場合下向きにするなど小まめに切替えを行う。
- トンネル内では追突事故防止などのため、ライトを点灯する。

家庭・職場では

- 自転車の特性と事故実態を理解させるとともに、自転車の正しいマナーと交通ルールについて指導する。
- 職場等で自動車利用者に対し、夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかける。

重点2

飲酒運転の根絶

～飲酒運転「8（やつ）せん運動」の展開～

運転者は

- 飲酒運転車は重大事故につながるおそれがあるばかりか、社会的にも許されない重大な犯罪であることを自覚し、飲酒運転は絶対にしない。
- 飲酒した翌日でも、アルコールが残っている場合があるので、翌日運転する予定がある場合は、飲酒量、飲酒時間に配慮し、二日酔い運転は絶対にしない。

家庭・職場では

- 「酒を飲んだ人には車は貸しません」、「車を運転する人に酒はすすめません」など「飲酒運転8（やつ）せん運動」を県民総ぐるみで展開し、飲酒運転根絶の気運を醸成する。
- 事業所等においては、アルコール検知器等を備え、二日酔い等での飲酒運転防止を図る。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



重点3

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者は

～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

- 車を運転するときはシートベルトを必ず着用するとともに、後部座席を含む同乗者にもシートベルトを着用させる。
- 子どもには、チャイルドシートを着用させる。

地域・家庭・職場では

- シートベルト、チャイルドシート非着用の危険性について家族で話し合い、正しい着用を習慣づける。
- 事業所などの管理者は、従業員に対して、全席シートベルト着用を繰り返し指導し、全席着用を徹底させる。



9月30日(日)は交通事故死ゼロを目指す日です。

推進機関・団体の主な実施事例

共通事項

- 「つけてますか？運動」、「おやっとさあ運動」の展開
- 全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開
- 飲酒運転「8(やっせん)運動」の展開

県・市・町・村では

- 新聞、テレビ、ラジオ、広報車、防災無線、広報紙等を活用しての広報啓発を推進し、運動の周知徹底を図る。
- 地域交通安全活動推進委員、市町村交通指導員などによる街頭活動を強化する。
- 各種行事、イベント等の開催により、運動への参加、協力を呼びかける。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進する。

警察では

- 高齢者や自転車利用者等に対する交通安全教育を推進する。
- 関係機関・団体へ交通事故分析結果を積極的に提供する。
- 飲酒運転など悪質、危険性、迷惑性の高い交通違反に重点をおいた指導取締を強化する。
- 主要交差点における街頭監視活動を強化する。
- 自転車に対する街頭指導を強化する。

交通安全協会など関係機関・団体では

- 会員及び各種団体による街頭活動を推進する。
- 広報車、機関紙、ポスター、チラシ等による広報啓発活動を推進する。
- 夜光反射材の普及、活用を推進する。
- 高齢者家庭の訪問活動を推進する。
- ハンドルキーパー運動を推進する。

学校教育機関・団体では

- 通学路の点検、登下校時の街頭活動を強化する。
- 保護者、教師等との連携による参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 児童会、生徒会や交通少年団の活動など、児童、生徒の自主的な交通安全活動を推進する。
- 高齢者家庭の訪問活動を推進する。
- 校内放送、連絡網等を活用した児童・生徒、保護者に対する広報啓発を強化する。

道路管理者・交通運輸関係団体では

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロール等を強化する。
- 電車・バスの車内、駅、高速道路のパーキング、サービスエリア、道の駅等における放送、チラシ等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。
- 自転車に対する街頭指導や点検整備を実施する。
- 高齢歩行者等が事故に遭わない道路環境整備を行う。